

共済組合ニュース

短期給付（健康保険）財政が悪化しています。医療費の削減にご協力をお願いします。

当共済組合の短期給付の収支については、年々悪化しており、平成29年度、健康保険料率にあたる短期掛金率がついに48.5%となりました。これは、国から上限の目安とされている掛金率に並ぶこととなります。30年度以降もこの状況が続くと、数年後には、自治体における「財政再建団体」に当たる「調整団体」「特別調整団体」に指定される恐れがあり、当該団体に指定されますと、当共済組合が独自に実施している高額医療費に係る附加給付の、見直しを迫られる可能性があります。

収支を改善し、短期掛金率を下げるためには、組合員様おひとりおひとりのご協力が不可欠です。日頃から健康づくりに積極的に取り組んでいただくとともに、ジェネリック医薬品の利用や、特定健康診査・特定保健指導の受診・活用、予防的な各種検診等のご利用等、ご協力よろしくをお願いします。

目次

- 1 平成29年度予算が承認されました・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2~4
- 2 平成29年度の掛金率等について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- 3 共済組合へのマイナンバーの提出について・・・・・・・・P. 5
- 4 ジェネリック医薬品を利用しましょう！・・・・・・・・P. 6~7
- 5 育児休業・介護休業手当金制度が変わりました・・・・・・・・P. 8
- 6 老齢厚生年金の支給開始年齢及び請求手続について・・・・・・・・P. 9
- 7 退職等年金給付（年金払い退職給付）について・・・・・・・・P. 10~11
- 8 年金に関するこんなお知らせがあります・・・・・・・・P. 11
- 9 国民年金第3号被保険者の届出をお忘れではありませんか？・・・・・・・・P. 12
- 10 70歳以上の方に係る高額療養費制度の見直しについて・・・・・・・・P. 13
- 11 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直しについて・・・・・・・・P. 13
- 12 市町村の医療費助成を受けていませんか？・・・・・・・・P. 14
- 13 人間ドック等の募集について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
- 14 平成28年度末で退職される方へ・・・・・・・・・・・・・・・・P. 15
- 15 任意継続組合員の平成29年度掛金の算定について・・・・・・・・P. 15
- 16 新たに任意継続組合員となられる方のえらべる倶楽部の取扱について・・・・P. 16
- 17 扶養状況調査へのご協力ありがとうございました・・・・・・・・P. 16

1 平成29年度予算が承認されました（庶務係）

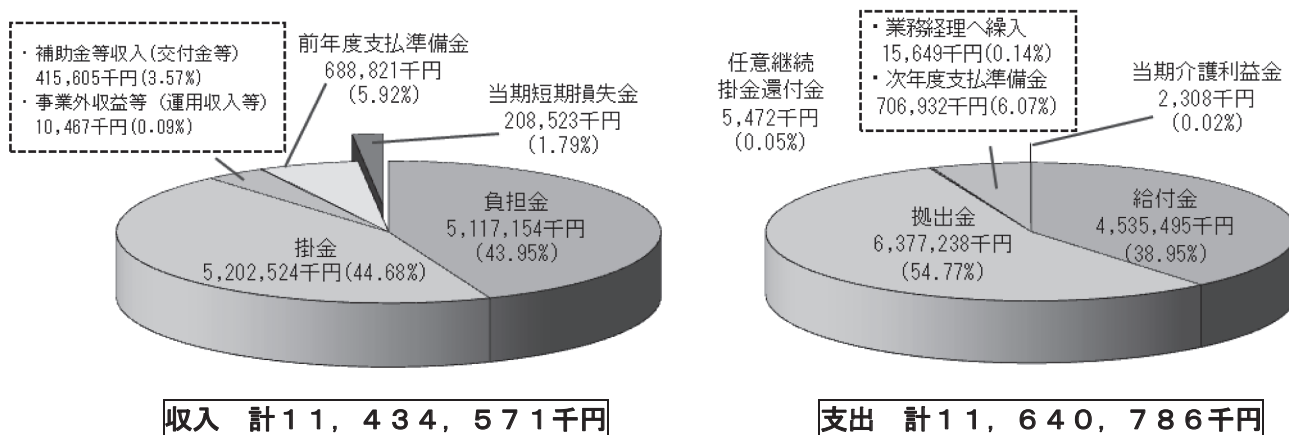
平成29年3月21日に開催された第141回組合会において、共済組合の平成29年度予算が承認されましたので、概要をお知らせします（表中の「%」は損失金又は利益金を含んだ収入または支出総額に占める割合）。

【1 短期経理（健康保険、介護保険）】

短期経理では、組合員とその被扶養者の病気、負傷等への保健給付、出産、死亡、災害等への給付金の給付、育児休業、傷病休業等の休業手当金の給付、前期・後期高齢者等の公的医療保険制度や介護保険制度への拠出金、分担金の支払等を行っています。

収入総額の見込みは114億3,457万円となり、主な内訳は、京都市など事業主からの負担金が51億1,715万円、組合員（任意継続組合員を含む。）の皆様の掛金が52億252万円となっています。一方、支出は、健康保険の保健給付や育児休業手当金・傷病手当金等の休業給付など給付金が45億3,550万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が63億7,724万円となる見込みで、支出総額は116億4,079万円となります。

介護保険に係る勘定については、過去からの累積赤字を解消し、230万円の黒字を見込んでいるものの、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金が依然として高水準で推移しているため、2億850万円の赤字を見込んでいます。この赤字については、積立金を取り崩すことにより対応します。



【2 厚生年金保険経理】

厚生年金保険経理は、平成27年10月からの被用者年金一元化により、共済年金が厚生年金に統一されたことから、厚生年金保険給付等に係る経理として新設されたものです。

収入総額は、事業主からの負担金や組合員の皆様の保険料による221億5,965万円です。この同額を全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に拠出し、連合会が他の共済組合からの拠出金と併せて、退職者への厚生年金の給付、将来への積立金、事務費等に充当します。

【3 退職等年金経理】

退職等年金経理は、被用者年金一元化により新設された「退職等年金給付」に係る経理です。

収入総額は、事業主からの負担金や組合員の皆様の掛金による14億1,345万円です。厚生年金保険経理と同様、この同額を連合会に拠出し、連合会が他の共済組合からの拠出金と併せて、退職等年金給付、将来への積立金、事務費等に充当します。

【4 経過的長期経理】

経過的長期経理は、平成27年9月までに決定された公務障害・遺族年金の給付に係る経理で、費用は全額を地方公共団体が負担します。

収入は、事業主からの負担金1億9,159万円で、厚生年金保険経理及び退職等年金経理と同様、この同額を連合会に拠出します。

【5 業務経理（事務費）】

業務経理は、短期及び長期給付（厚生年金・退職等年金給付）に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期経理からの繰入金、連合会の交付金によって賄われています。

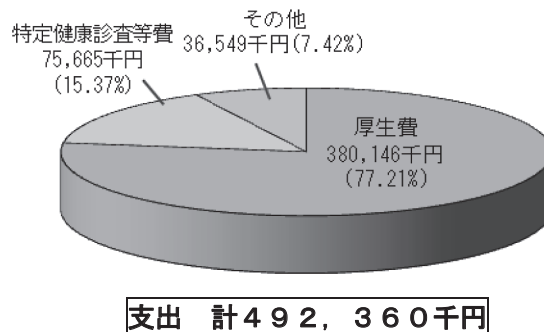
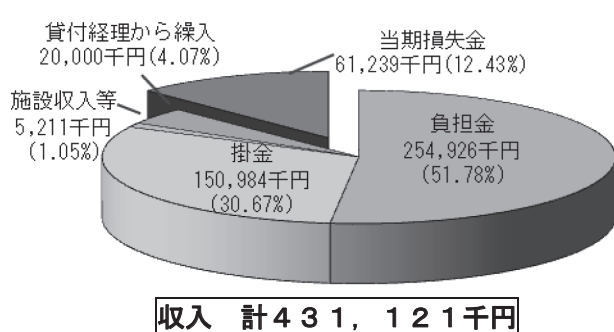
京都市等からの負担金8,450万円、短期経理からの繰入金1,565万円、連合会からの交付金1,688万円などを合計した収入総額見込みは1億1,769万円となります。支出は、連合会への払込金・分担金6,412万円、システム等の委託費1,705万円や共済組合ニュースの発行に係る普及費などで総額1億1,705万円となる見込みです。

【6 保健経理（保健事業）】

保健経理では、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会などの事業を行っています。

収入総額は4億3,112万円で、内訳は京都市等からの負担金が2億5,493万円、組合員の皆様の掛金が1億5,098万円、施設収入（職員相談室の運営に係る委託料）等521万円、貸付経理からの繰入金が2,000万円です。

一方、支出総額は4億9,236万円となり、主な内訳は、各種検診事業やえらべる倶楽部を実施するための厚生費が3億8,015万円、特定健康診査等費が7,567万円です。収入と支出の差額△6,124万円は積立金を取り崩すことにより対応します。



【7 貸付経理（貸付事業）】

貸付経理では、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

収入は貸付金利息1,976万円のほか、連合会からの交付金等で合計1,988万円となる見込みです。一方、支出総額は2,330万円で、会員制福利厚生事業（えらべる倶楽部）に充てる保健経理への繰出金2,000万円、連合会払込金161万円が主な内訳となっています。収入と支出の差額△342万円は積立金を取り崩すことにより対応します。

2 平成29年度の掛金率等について（庶務係）

短期給付・福祉（保健）事業の掛金率（平成29年4月～）（単位：千分比）

		現行	平成29年4月以降	前年比
短期 給付	短期分	45.50	48.50	3.00増
	介護分	5.70	6.45	0.75増
福祉事業		1.54	1.54	—

厚生年金保険料率

（単位：千分比）

	現行	平成29年9月～	平成30年9月～
保険料率※1	88.16	89.93	91.50（※2）

※1 厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後（1/2）の率です。

※2 平成30年9月に公務員に適用される保険料率が民間企業に勤務する人と同じ率になり、固定されます。

平成29年度の退職等年金給付に係る掛金率は、7.5‰（平成28年度と同率）です。これは、上限を7.5‰として、地方公務員共済組合連合会の定款によって定められているものです。

平成29年4月の共済組合掛金等月額増加の例

○標準報酬月額44万円の場合（短期、退職：24等級、厚年25等級）※職員平均

掛金の種類（掛金率）		平成29年3月	平成29年4月	増加額
短期	短期掛金(45.5‰→48.5‰)	20,020	21,340	1,320
	介護掛金(5.7‰→6.45‰)	2,508	2,838	330
	福祉掛金(1.54‰)	677	677	0
長期	厚生年金保険料(88.16‰)	38,790	38,790	0
	退職等年金掛金(7.5‰)	3,300	3,300	0
合計		65,295	66,945	1,650

※平成29年9月から厚生年金保険料が39,569円になり、779円増加します。

※その他標準報酬月額の場合の増加額については以下のように試算できます。

標準報酬月額30万円の場合（短期、退職：18等級、厚年19等級）は、

$$\text{【4月】 } 1,650 \quad \times \quad 300,000 / 440,000 = 1,125 \text{円増加}$$

$$\text{【9月】 } 779 \quad \times \quad \text{〃} = 531 \text{円増加}$$

標準報酬月額62万円の場合（短期、退職：30等級、厚年31等級）は、

$$\text{【4月】 } 1,650 \quad \times \quad 620,000 / 440,000 = 2,325 \text{円増加}$$

$$\text{【9月】 } 779 \quad \times \quad \text{〃} = 1,097 \text{円増加}$$

3 共済組合へのマイナンバーの提出について（庶務係）

番号法の施行により、今後、国や地方公共団体、医療保険者間等での情報連携が開始される予定です。これに伴い、共済組合では、健康保険関係と年金関係において、マイナンバーを利用することから、組合員及び被扶養者の皆様のマイナンバーを収集しています。（初期収集）

- 収集対象 平成29年1月1日現在の組合員及び被扶養者
- 収集方法 各所属所等を通じて、収集しています。
(皆様が所属に申告したマイナンバーを、番号法第14条第1項の規定に基づき各所属所から共済組合にご提供いただいています。)
- 利用目的
 - ・番号法別表第1の24
厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
 - ・番号法別表第1の39
地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

まだ、マイナンバーをご提出いただけていない方は、各所属所を通じてご提出いただきますよう
よろしくお願ひします。

なお、所属所を通じてマイナンバーをご提出いただけない場合は、今後、以下のいずれかの方法で収集する可能性があります。

- ・番号法第14条第1項の規定に基づき、本人から個人番号を収集する。
- ・番号法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を用いて収集する。

●特定個人情報保護評価（PIA）

共済組合では、PIAの実施は法定義務ではありませんが、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認するため、任意に実施し、個人情報保護委員会に提出・公表しています。また、当組合のホームページでも公表しています。

→アドレス http://www.city-kyoto-kyosai.jp/privacy/index_tokutei.html

- ・**番号法**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
第14条第1項 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。
第14条第2項 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。
- ・所属所…市長部局、消防局、交通局、上下水道局、地方独立行政法人京都市立病院、地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- ・特定個人情報保護評価（PIA）…特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

4 ジェネリック医薬品を利用しましょう！（保健係）

ジェネリック医薬品って？

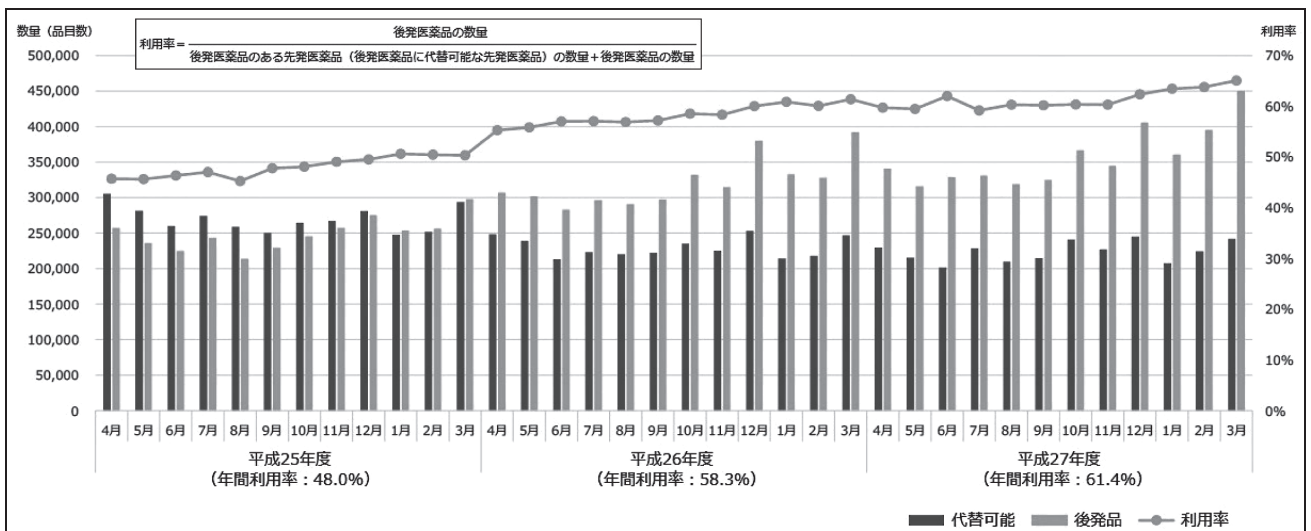
ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に製造販売されるお薬です。安全性や有効性なども厚生労働省が先発医薬品と同等と認めて認可しているお薬であり、開発経費が少ないため、先発医薬品と比べると安価で、皆さんの窓口負担を節約できることはもとより、共済組合の医療費財源の節約にも繋がります。

ジェネリック医薬品はどのくらい利用されているの？

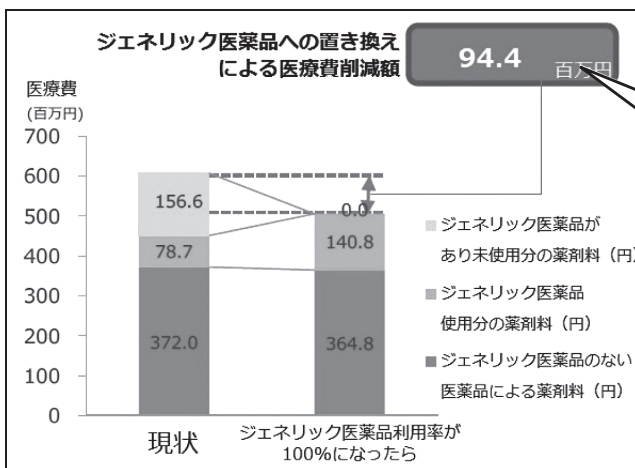
当組合におけるジェネリック医薬品利用率（数量シェア）は年々向上しています。平成27年度の利用率は61.4%であり、平成25年度の48%と比較すると2年間で13.4%も伸びています。

一方で、平成27年6月に閣議決定された我が国におけるジェネリック医薬品利用率の目標は、平成29年央に70%以上にするるとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすることが掲げられています。当組合の利用率は順調に向上しているものの、これらの目標を達成するためには、ジェネリック医薬品の利用を更に進めていく必要があります。

【ジェネリック医薬品利用率（数量シェア）の推移】



【ジェネリック医薬品への置き換えによるコストインパクト（平成27年度医療費による推計）】



もし、当組合のジェネリック医薬品利用率が100%になったら、**約1億円もの医療費削減効果**が見込まれます！

どうしてジェネリック医薬品を利用した方がいいの？

共済組合が支出する医療費の財源は、組合員の皆さんと各事業主との共同出資（原則折半）で成り立っており、共済組合が負担する医療費の縮小は、組合員の皆さんからいただく掛金の減額に繋がります。一方で、近年における当組合の医療費は増加傾向にあり、それに伴って短期給付（健康保険）の掛金率も年々上昇しています。

また、平成30年度からは、後期高齢者医療制度を支えるために共済組合等の各医療保険者が拠出する支援金の算定に当たって、各医療保険者の医療費増嵩対策や予防・健康づくりに係る取組の充実度が様々な指標の達成状況に応じて評価され、その結果に応じて加算・減算される仕組みへの見直しが行われます。評価指標の内容については、現在国において検討が進められているところですが、ジェネリック医薬品の利用率については指標化される予定です。当組合における後期高齢者支援金の拠出額は、平成29年度予算で19億8,996万円と医療費の約20%を占めており、大変厳しい財政事情の中、当該支援金の更なる加算を回避し減額に繋げていくためには、これまで以上にジェネリック医薬品の利用を進めていく必要があります。



ジェネリック医薬品の利用拡大は、皆さんに処方されるお薬代の縮小はもとより、医療費の大きな部分を占める後期高齢者支援金の減額にも繋がります。共済組合のお財布にとってダブルの医療費削減効果をもたらします！

どうすればジェネリック医薬品を処方してもらえるの？

かかりつけの医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望していることをお伝えください。

共済組合では、組合員証（保険証）やお薬手帳に貼り付けることで、手軽に意思表示することができる「ジェネリック医薬品希望シール」や、組合員証と同じ大きさ、形の「ジェネリック医薬品お願いカード」を御用意しています。御希望の方は、共済組合（222-3239）まで御連絡ください。

**使ってみませんか
ジェネリック医薬品
希望シール**

「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作るができます。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬とは同等であると認められています。

シールの使い方
ジェネリック医薬品を希望される場合は、ジェネリック医薬品希望シールを組合員証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

薬局

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
03-3239-XXXX

お薬手帳

氏名

▼ジェネリック医薬品希望シール ※貼付けの際、印字された文字に重ならないようにご注意ください。

医師・薬剤師の皆さまへ ジェネリック医薬品 を希望します	医師・薬剤師の皆さまへ ジェネリック医薬品 を希望します
医師・薬剤師の皆さまへ ジェネリック医薬品 を希望します	医師・薬剤師の皆さまへ ジェネリック医薬品 を希望します

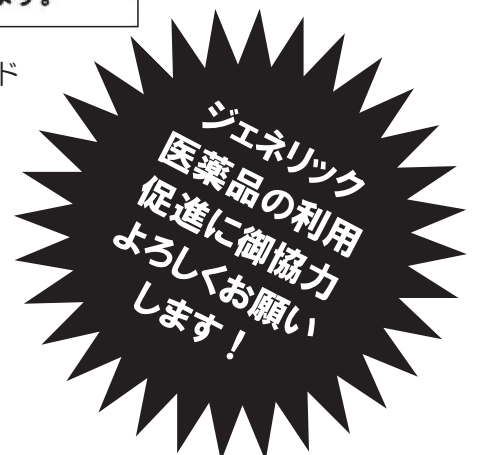
医師・薬剤師のみなさまへ
ジェネリック医薬品をお願いします。

**ジェネリック医薬品
お願いカード**

ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品がある場合の処方をお願いします。どうしても理解してありますので、診察券などと一緒にお願いします。

▲ジェネリック医薬品お願いカード



▲ジェネリック医薬品希望シール

5 育児休業手当金・介護休業手当金制度が変わりました（庶務係）

平成29年1月1日より、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法及び地方公務員等共済組合法の改正法が施行され、育児休業手当金、介護休業手当金の制度が一部変わりました。

●育児休業手当金の対象となる子の範囲が増えました。

法律上の親子関係がある子（実子及び養子）



法律上の親子関係がある子（実子及び養子）、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託されている子等

●介護休業手当金の対象となる家族の同居要件が緩和されました。

祖父母、孫、兄弟姉妹の介護を要する場合、同居を要件とする。



祖父母、孫、兄弟姉妹の介護を要する場合、同居を要件としない。

●介護休業手当金の支給期間が変更されました。

対象家族1人につき、連続した1回の介護休暇期間（最大3箇月）について介護休業手当金を支給する。



対象家族1人につき、3回を上限として分割した介護休暇期間（休暇取得日数が最大66日まで）について、介護休業手当金を支給する。

※介護休業手当金の支給対象とならない介護休暇については、（一財）京都市職員厚生会の介護休暇見舞金の対象となります。

～出産や子育ての計画を立てるあなたへ～

共済組合では、これから出産、育児を予定している職員や、考えてみようという方に向けて、「出産予定日が〇月〇日なら休暇がどれくらいとれるの?」「その間、経済的な手当はどのくらいあるの?」という不安を解消するための簡単な試算ツールを作成しましたので一度、共済組合HPからダウンロードして使ってみてください。

※制度が改正されるたびに修正していますので、使う都度ダウンロードしてください。



<http://www.city-kyoto-kyosai.jp/>

⇒共済組合からのお知らせ ⇒産休・育休シミュレーションシートについて

6 老齢厚生年金の支給開始年齢及び請求手続について（年金係）

① 老齢厚生年金の支給開始年齢について

老齢厚生年金は、本来65歳から支給が開始されますが、昭和36年4月1日以前（特定消防組合員は昭和42年4月1日以前）に生まれた方については、下表の支給開始年齢から「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (特定消防組合員の方は昭和36年4月2日～昭和38年4月1日)	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (特定消防組合員の方は昭和38年4月2日～昭和40年4月1日)	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (特定消防組合員の方は昭和40年4月2日～昭和42年4月1日)	64歳
昭和36年4月2日以降 (特定消防組合員の方は昭和42年4月2日以降)	65歳

※ 特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員の方で、退職時又は年金の受給権発生時まで引き続き20年以上消防職員として在職していた方をいいます。

※ 本項目で記載している「老齢厚生年金」とは、共済組合員期間分の「第3号老齢厚生年金」を指しています。

※ 平成29年3月時点における法令を基にお示ししています。

② 老齢厚生年金の請求手続について

老齢厚生年金は、支給開始年齢になられたら自動的に支給されるものではありません。上記の支給開始年齢到達前に、日本年金機構又は共済組合から年金の請求書類がご自宅に送付されますので、必ず請求手続をしてください。なお、フルタイムの再任用職員として在職中の方は、各人事担当を通じて、市長部局については共済組合から文書交換でお送りします。

～支給開始年齢よりも早く年金を受け取ることができます。～

老齢厚生年金の支給開始年齢は上記①の表のとおりですが、60歳以降支給開始年齢になるまでの間、一定割合を減額して、老齢厚生年金を繰り上げて受給することができます。

繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求をした月から老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する月の前月までの月数に応じ、1月につき0.5%減額されます。なお、**減額された額が生涯支給されることとなります。**

ただし、繰上げ請求をする場合は、老齢基礎年金（国民年金）等も併せて繰上げ請求する必要があるほか、在職中は繰上げ請求をしても、年金の全部又は一部が支給停止となるなど、ご注意ください。また、**事前に共済組合までご相談ください。**

繰上げのイメージ図

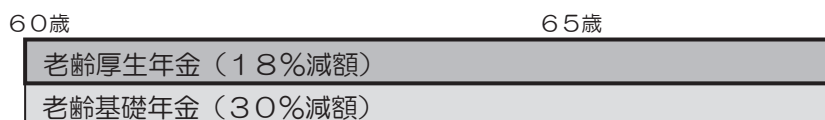
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方の場合

■繰上げ請求しない場合



■繰上げ請求する場合

(60歳到達時に繰上げ請求)



7 退職等年金給付（年金払い退職給付）について（年金係）

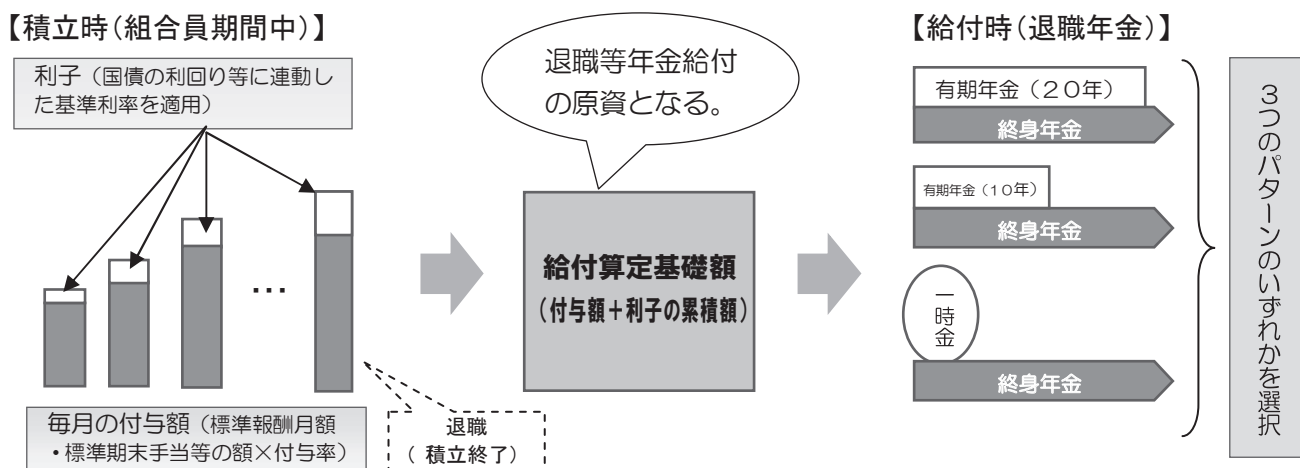
平成27年10月の被用者年金制度一元化によって、公務員独自の3階部分の年金（職域年金）は廃止され、新たに退職等年金給付（年金払い退職給付）が創設されました。

退職等年金給付の年金額は、平成27年10月以降に毎月掛金を負担することにより積み立てた「給付算定基礎額^(※)」を基に計算されます。 ※「給付算定基礎額」については、11ページを参照。

～退職等年金給付（年金払い退職給付）の種類と概要～

種類	概 要	
退職年金	要件	次のすべての要件を満たしているときに支給されます。 ・1年以上引き続き組合員期間を有すること（平成27年10月1日以降又は平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間。ただし、年金額は平成27年10月1日以降の組合員期間で計算。） ・65歳以上であること（60歳からの繰上げ、70歳までの繰下げ請求が可能。） ・退職していること
	給付	・半分は有期年金（10年、20年、一時金のいずれかを選択）、半分は終身年金として支給。 ・受給権者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
公務障害年金	要件	公務による傷病により障害の状態になった場合に、障害の状態にある間、支給されます。 (注)傷病の初診日が平成27年10月1日以後であることが必要です。公務外・通勤災害による傷病は対象外です。
	給付	・終身年金（在職中は支給停止となります。）
公務遺族年金	要件	次のいずれかの要件に該当したときに支給されます。 ・公務による傷病により死亡したとき ・退職後、組合員期間中に初診日がある公務傷病により初診日から5年以内に死亡したとき ・1級又は2級の公務障害年金の受給権者が、その原因となった公務傷病により死亡したとき など (注)傷病の初診日が平成27年10月1日以後であることが必要です。公務外・通勤災害による傷病は対象外です。
	給付	・終身年金

☆「退職等年金給付」の基本的なイメージ



○ 旧3階（職域年金）と新3階（退職等年金給付）の主な違い

	旧3階部分（職域年金）	新3階部分（退職等年金給付）
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部 ①国民皆年金、②社会保険方式、③世代間扶養という特徴を持つ。	退職給付の一部 国民皆年金や世代間扶養という特徴はなく、民間の企業年金に相当する。
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式（現役世代の減少により保険料率が上昇するリスクあり。）	積立方式 将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる方式（現役世代の減少による影響なし。）
給付設計	確定給付型 現役時代の報酬に一定割合という形で給付水準を決める方式	キャッシュバランス式 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式
障害・遺族年金	公務及び私傷病が対象となる（通勤災害も対象）。	公務上の傷病のみ対象となる（通勤災害は対象外）。

年金記録のご確認に！

8 年金に関するこんなお知らせがあります。（年金係）

組合員ごとに、次のような年金に関するお知らせが送られますので、ご自身の年金記録の確認等にご活用ください。いずれも、全国市町村職員共済組合連合会から直接ご自宅に郵送されます。

● **ねんきん定期便**（国民年金及び厚生年金に関するお知らせ）

ご自身の年金加入期間や保険料納付額、加入実績に応じた年金額等を、組合員ごとに年1回、誕生月にお知らせするものです。

- ・35歳、45歳、59歳の組合員 封書（通知・パンフレット）
- ・その他の年齢の組合員 圧着ハガキ (注)60歳以上の方には送付されません。

● **給付算定基礎額残高通知書**（退職等年金給付に関するお知らせ）

「給付算定基礎額」は、各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た額（付与額）に、各月の基準利率による利子を加えた額の総額のことをいい、毎月、掛金を負担することにより付与額と利子を積み立てていきます。これを累積した年金給付事由発生時の給付算定基礎額が、退職等年金給付^(※)の原資となります。 ※「退職等年金給付」については、10ページを参照。

この通知書は、給付算定基礎額が毎月積み立てるものであることや基準利率が毎年改定されること等から、給付算定基礎額残高の状況をお知らせするため、年1回（6月頃の予定）お送りするものです。

将来、年金はいくらもらえるの？

「地共済年金情報Webサイト」では、24時間365日いつでも、ご自身の年金見込額や加入記録等を確認することができます。

ご利用方法は、平成28年7月発行の共済組合ニュースをご覧ください。

地共済年金情報Webサイト

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp>

相談窓口（Webサイト用）

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

☎03-5210-4607（9時～17時、土・日・祝日を除く。）

※ こちらのサイトでご確認いただける年金情報は、公務員共済期間についてのもになります。民間の企業等でお勤めされていた期間等に係る年金見込額等は、日本年金機構の「ねんきんネット」で確認することができます。

9 国民年金第3号被保険者の届出をお忘れではありませんか？（年金係）

組合員の配偶者で、20歳以上60歳未満の方については、届出により「第3号被保険者」として国民年金に加入することになります。配偶者が国民年金第3号被保険者である間は、ご自身で国民年金保険料を負担することなく、保険料納付済期間となります。

国民年金第3号被保険者に関する届出は、次のようなものがありますので、所属の庶務担当者を通じてご提出ください。届出を忘れますと、将来、年金を受け取ることができなくなるおそれがありますので、ご注意ください。

①資格取得	組合員の配偶者で、20歳以上60歳未満の方については、「国民年金第3号被保険者」の資格を取得することができます。健康保険の扶養認定の届出とは別に共済組合に届出が必要ですので、「国民年金第3号被保険者資格取得届」をご提出ください。
②住所変更	ご住所を変更された場合は、組合員ご自身の住所変更の手続きだけでは、第3号被保険者のご住所を変更することはできません。第3号被保険者のご住所を変更する場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」をご提出ください。
③氏名・生年月日・性別	第3号被保険者の氏名、生年月日、性別に誤りがあった場合には、「国民年金第3号被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」をご提出ください。
④死亡・収入増加・離婚	第3号被保険者が死亡した場合、もしくは収入増加（雇用保険の受給開始を含む。）や離婚により、健康保険の被扶養者から外れる場合は第3号被保険者の資格を喪失しますので、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」をご提出ください。 ※ 配偶者が厚生年金等に加入された場合は、その時点で第3号被保険者の資格を自動的に喪失しますので届出は不要です。 ※ 収入減少（雇用保険の受給終了を含む。）により、再び健康保険の扶養認定を受けるときは、再度①の届出が必要です。

※ 届出の様式は、当共済組合ホームページの申請書類一覧からダウンロードできます。

◇被扶養配偶者の要件

- ・組合員により主に生計を維持されていること
- ・年間収入が130万円未満かつ

〔同居の場合・・・収入が組合員の収入の半分未満
別居の場合・・・収入が組合員からの仕送り額未満〕

年間収入とは、過去の収入のことではなく、被扶養配偶者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下であること。）

また、被扶養配偶者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意ください。

10 70歳以上の方に係る高額療養費制度の見直しについて（保健係）

70歳以上の方の医療費の窓口での自己負担限度額について、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年8月より段階的に変更されます。なお、共济組合では、「一部負担金払戻金」及び「家族療養費附加金」という制度を設けており、1箇月に1つの医療機関（外来と入院は別、医科と歯科は別）に支払った額が基準額（上位所得者（組合員の標準報酬月額が53万円以上）：50,000円、一般所得者：25,000円）を超える場合にはその差額が還付されますので、最終的な自己負担額に変更はありません。

	平成29年7月まで		平成29年8月から 平成30年7月まで		平成30年8月から (※現役並所得者の区分が細分化)	
	外 来 (個人ごと)	入 院・外 来 (世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	入 院・外 来 (世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	入 院・外 来 (世帯ごと)
現役並所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	44,400円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% < 44,400円 >	57,600円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% < 44,400円 >	【標準報酬月額 83万円以上】 252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% < 140,100円 >	
					【標準報酬月額 53万円～79万円】 167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% < 93,000円 >	
					【標準報酬月額 28万円～50万円】 80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% < 44,400円 >	
一般所得者 (標準報酬月額 26万円以下)	12,000円	44,400円	14,000円 <年間14.4万円上限>	57,600円 <44,400円 >	18,000円 <年間14.4万円上限>	57,600円 <44,400円 >
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円		15,000円

※ 一世帯に70歳以上の方が複数人受診している場合は、その方々の医療費を合算して計算します。

※ < >内の数字は、同一世帯で年間の支給回数数が4回以上になった場合の金額です。

※ 低所得者Ⅱは組合員が市町村民税非課税の場合、低所得者Ⅰは組合員及びその被扶養者の全てが市町村民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下（年金収入のみで約80万円以下）の場合です。

11 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直しについて（保健係）

65歳以上の方が保健医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費及び居住費については、入院時生活療養費として保険給付の対象とされています。このうち、居住費について、光熱水費相当額が自己負担とされていますが、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、平成29年10月より段階的に変更になります。

65歳以上 医療療養病床	平成29年9月まで	平成29年10月から 平成30年3月まで	平成30年4月から
医療区分Ⅰ(ⅡⅢ以外の者)	320円/日	370円/日	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)※1	0円/日	200円/日	
指定難病患者※2		0円/日	0円/日

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

12 市町村の医療費助成を受けていませんか？（保健係）

～受給資格を取得または喪失した方は共済組合にお知らせください～

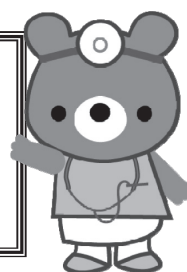
共済組合では、1箇月に1つの医療機関（外来と入院は別，医科と歯科は別）に支払った額が基準額（上位所得者（組合員の標準報酬月額53万円以上）：50,000円，一般所得者：25,000円）を超えた場合には、その差額を「一部負担金払戻金」及び「家族療養費附加金」として還付する附加給付制度を設けています。

一方で、市町村が実施している福祉医療をご利用の方については、医療費の自己負担部分のほとんどを市町村が助成するため、原則附加給付制度の対象となりません。

しかし、共済組合では、どなたが福祉医療を利用されているかについて、本人からの申し出がない限り把握することができませんので、新たに福祉医療により医療費の助成を受ける時や、助成の資格を喪失した時は、必ず共済組合にご連絡いただくようお願いいたします。連絡がない場合、附加給付が支給されないことや、給付金を返還していただくことがあります。



市町村が実施している福祉医療には、「老人医療」や「乳幼児等医療」、「重度障害者医療」、「母子家庭等医療」、「こども医療」等があります。資格の有無等については、お住まいの市町村にお問い合わせください。



13 人間ドック等の募集について（保健係）

平成29年度の人間ドック、脳ドック、郵送がん検診及び総合がん検診の募集を行います。人間ドック、脳ドック及び郵送がん検診については4月上旬、総合がん検診については10月上旬に募集予定です。

庶務担当者に、募集要項及び申込書（エクセル形式）をメールで送付しますので、お申込みの際は、必要事項を入力した申込書を印刷し、庶務担当者を通じて、提出してください（申込書を白紙のまま印刷し、手書きすることも可能です）。

なお、節目健診については、3月下旬に対象者の方へ申込書を配布します。

病気の早期発見と日々の健康管理のため、是非ご利用ください。

14 平成28年度末で退職される方へ（保健係） （退職後の健康保険の手続に遺漏のないようご注意ください）

国民皆保険制度により，退職後もいずれかの健康保険に加入しなければなりません。今一度，退職後の健康保険について御検討いただき，手続に遺漏のないようご注意ください。

①京都市職員共済組合の任意継続組合員となる。

→ 4月19日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合へご提出ください。

②住所地の市区町村の国民健康保険に加入する。

→ 退職後14日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険担当課で手続を行ってください。手続きには，共済組合の資格喪失証明書が必要です。「組合員（被扶養者）資格喪失証明願」（様式は共済組合のホームページにあります）を共済組合にご提出ください。

③ご家族の加入している健康保険の被扶養者になる。

→ 手続について，御家族が加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。

④再就職先の健康保険に加入する。

→ 手続について，再就職先の健康保険（協会けんぽ，各健康保険組合等）にお問い合わせください。

15 任意継続組合員の平成29年度掛金の算定について（保健係）

退職後，任意継続組合員として共済組合にご加入いただく方について，平成29年度掛金の算定は以下のとおりとなります。

以下ア，イのうちいずれか少ない額×掛金率

（平成29年度掛金率：100.08/1000【短期・福祉分】，12.90/1000【介護分】）

ア【平成27年9月30日までに退職され，現在任意継続組合員の方】

任意継続組合員本人の退職時の給料月額×1.25（手当率）を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

【平成27年10月1日以降に退職され，現在任意継続組合員の方及び平成29年3月31日退職予定の方】

任意継続組合員本人の退職時の標準報酬月額

イ 前年度の9月30日（平成29年度においては平成28年9月30日）における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を含む）の標準報酬月額の平均を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額（平成29年度は440,000円）

16 新たに任意継続組合員となられる方のえらべる倶楽部の取扱いについて（保健係）

任意継続組合員期間中は、在職時のえらべる倶楽部会員資格が継続されます。在職時のえらべる倶楽部会員証は引き続きご使用いただけますので、今年度末に退職される方のうち、共済組合の任意継続をご希望の方は、退職時にえらべる倶楽部会員証を返却されないようお願いいたします。（健康保険証については、退職者の方全員にご返却いただきます。）

また、平成29年度の「きょうとリフレッシュプラン利用ガイド」及び「えらべる倶楽部ガイドブック」（希望者のみ）についても、退職前の所属で受領してください。

なお、再任用職員又は非常勤嘱託員として平成29年度以降も勤務される方についても、京都市職員厚生会員として在職時のえらべる倶楽部会員資格を継続できますので、同様の取扱いをお願いします。

えらべる倶楽部とは？

（株）JTB ベネフィットが提供する会員制の福利厚生事業です。宿泊や映画の補助を受けられるほか、様々な業種の店舗や施設が割引価格等で利用できます。

17 扶養状況調査へのご協力ありがとうございました（保健係）

共済組合では、年に一度、被扶養者の公平かつ適正な認定のため、扶養状況調査を行っています。今年度は、昨年7月に、18歳以上の被扶養者を対象とした調査を実施しました。

調査の対象となった組合員の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

<結果> 調査対象者：6,943人 ⇒扶養削除となった被扶養者：約396人※

※通常の収入超過及び就職など、扶養調査によらない削除を含む。

被扶養者の要件を満たしていないことが判明した方については、事実発生日に遡って資格喪失となり、その間に医療機関等にかかっていた場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。

来年度以降も、その年々の状況に応じた調査を行いますので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。



発行：京都市職員共済組合
住所：〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話：075-222-3240（庶務・年金係）
3239（保健係）

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

